

奈良市 市民部 月ヶ瀬行政センター

※8月22日のみ、直通 0742-34-4710(内線 2154) 本庁で対応します

※8月23日以降は、直通 0743-92-0131 へ

公用車（リース車両）1台の車検切れについて

本市月ヶ瀬行政センターにおいて、下記の通り、公用車（リース車両）1台の車検期間が満了していたにもかかわらず、公務に使用していたことが判明しました。

所有者となるリース事業者が実施すべき検査ではありますが、本市としても確認が行き届かなかったことにより、市民の皆様の信頼を損ねることになりましたことにつきまして、深く反省しお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めます。

記

1. 概要

令和5年8月21日、月ヶ瀬行政センター総務住民課の職員が、公用車（リース車両）に係る令和6年度予算要求資料を作成するにあたり、車検証を確認したところ、令和5年6月6日に有効期間が満了していることに気付きました。

運転日誌を確認したところ、車検切れとなる6月7日から8月18日までの73日間に、45日、81回使用し、891kmを走行しました。

この間の事故やトラブル等は発生していません

2. 判明後の対応

- ・当該車両については、発覚後、使用を中止し、直ちに必要な検査を実施することとしました。
- ・車検切れの車両の運転は、道路運送車両法違反及び自動車損害賠償保障法違反でもあるため、発覚当日に奈良警察署に報告いたしました。
- ・車両所有者であり、契約仕様上、法定点検等の必要な手続き項目について履行義務があるリース事業者に対して、費用及びサービス項目の再確認を行い直ちに対応するよう申し入れを行いました。
- ・他の車両については、車検を受け、自賠責保険に適切に加入していることを確認しており、このような事態を再び起こさないよう必要な対策を講じ対応していきます。